る同法第10条の7第2項の規定による指定事務所登録機関の役員の解任命令									
50　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の9第1項の規定による登録等事務規程の策定又は変更の認可		○							
51　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の9第3項の規定による登録事務規程の変更の命令	○								
52　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の10第1項の規定による事業計画等の作成又は変更の認可		○							
53　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の10第2項の規定による事業報告書等の受理			○						
54　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の12の規定による指定事務所登録機関に対する監督命令	○								
55　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の13第1項の規定による報告の徴収等							○		
56　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の14の規定による指定事務所登録機関に対する必要な措置の実施等			○						
57　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の15第1項の規定による事務所登録等事務の休廃止の許可		○							
58　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の16第1項又は第2項の規定による指定事務所登録機関の指定の取消し等	○								
59　同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の17第2項第3号の規定による事務所登録等事務を自ら実施する必要の認定		○							
60　同法第27条の2第5項の規定による建築士事務所協会の成立の届出の受理		○							
61　同法第27条の2第8項の規定による報告の徴収等	○								
62　略									

17　略

略											
二十七　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
	2　同法第75条第1項の規定による第一種特定建築物に係る措置に関する届出の受理 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3　略										
	4　略										
	5　同法第75条第4項の規定による指示に係る措置をとるべきことの命令		○								
	6　同法第75条第5項の規定による維持保全状況の報告の受理 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	7　同法第75条第6項（同法第75条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による維持保全すべき旨の勧告 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	8　同法第75条の2第1項の規定による第二種特定建築物に係る措置に関する届出の受理 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	9　同法第75条の2第2項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事									○	東部総合事務所長

略											
二十七　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
	2　略										
	3　略										
	4　同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告		○								

		務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
		10 同法第75条の2第3項の規定による維持保全状況の報告の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
		11 同法第76条第3項の規定による建築物調査結果の報告の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
		12 同法第87条第10項の規定による報告の徴収等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
	略												略																
二十九 略													二十九 略																
	三十 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務（市長に委任したものを除く。）	1 同条例第19条第1項の規定による特定建築主の環境配慮計画の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
		2 同条例第19条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築主の環境配慮計画の概要の公表							○																				
		3 同条例第19条第4																											

項の規定による特定建築主の環境配慮計画の変更届及び完了報告の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
4 同条例第20条第1項の規定による特定建築主以外の環境配慮計画の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
5 同条例第20条第2項（同条第3項後段で準用する場合を含む。）の規定による特定建築主以外の環境配慮計画の概要の公表							○		
6 同条例第20条第3項の前段において準用する同条例第19条第4項の規定による特定建築主以外の環境配慮計画の変更届及び完了報告の受理 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
7 同条例第21条第1項の規定による特定建築主等に対する指導 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
8 同条例第21条第2項の規定による特定建築主に対する勧告及びその旨の公表		○							
9 同条例第22条第2項の規定による報告の徴収等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に								○	東部総合事務所長

	係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長	
三十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第1項の規定による特別特定建築物の建築主等に対する是正命令								○	総合事務所長	
	2 同法第15条第2項の規定による特別特定建築物を管理する国等に対する是正要請								○	総合事務所長	
	3 同法第15条第3項の規定による特別特定建築物の建築主等に対する指導及び助言								○	総合事務所長	
	4 同法第16条第3項の規定による特定建築物又は建築物特定施設の建築主等に対する指導及び助言								○	総合事務所長	
	5 同法第17条第3項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定								○	総合事務所長	
	6 同法第17条第5項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事								○	総合事務所長	
	7 同法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定								○	総合事務所長	
	8 同法第21条の規定による認定建築主等に対する改善命令								○	総合事務所長	
	9 同法第22条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し								○	総合事務所長	
	10 同法第23条第1項の規定によるエレベーターを設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定								○	総合事務所長	
	11 同法第25条第11項（同法第25条第12項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の基本構想に対する助言						○				
	12 同法第38条第3項の規定による建築物特定事業を実施すべき者に対する勧告								○	総合事務所長	
	13 同法第38条第4項の規定による勧告を受けた者に対する移動等円滑化のために必要な措置命令								○	総合事務所長	
	14 同法第43条第2項の規定による建築物						○				

		に関するものを定めた移動等円滑化経路協定の同意									
		15　同法第53条第3項の規定による建築主等に対する報告の徴収又は立入検査の実施								○	総合事務所長
		16　同法第53条第4項の規定による認定建築主等に対する報告の徴収								○	総合事務所長
	三十二　鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく知事の権限に属する事務（福祉保健課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同条例第22条第2項の規定による認定			○						
	三十三　鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第4項の規定による通知						○			
経済通商総室	略										
	九　割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第33条の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1　同法第35条の3の21第1項の規定による業務の運営の改善に必要な措置の命令		○							
		2　同法第35条の3の32第2項の規定による業務の停止の命令		○							
		3　同法第40条第1項の規定による業務に関する報告の徴収			○						
		4　同法第40条第3項の規定による業務に関する報告又は帳簿等の提出の命令			○						
		5　同法第40条第5項の規定による業務に関する報告の徴収			○						
		6　同法第40条第9項の規定による報告又は帳簿等の提出の命令			○						
		7　同法第41条第1項の規定による許可割賦販売業者等の営業所等への立入検査		○							
		8　同法第41条第5項の規定による密接関係者の営業所等への立入検査		○							
	略										
	十三　信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第6条の規定により知事	1　同法第12条の5の規定による協会の仮理事の選任				○					
		2　同法第33条の規定による協会の業務方法書の変更の認可		○							

経済通商総室	略										
	九　割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第15条の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1　同法第40条の規定による営業に関する報告の徴収				○					
		2　同法第41条第1項の規定による営業所等への立入検査		○							
	略										
	十三　信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第4条の規定により知事	1　同法第33条の規定による協会の定款等の変更の認可		○							

	の権限に属するものとされた信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく事務	3　略										
		4　同法第35条第1項の規定による協会からの報告の徴収又は協会の事務所への立入り及び協会の業務若しくは財産状況若しくは帳簿書類等の検査の実施				○						
	十四　貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		5　同法第24条の6の3第1項の規定による業務の改善に必要な措置の命令		○								
		略										
		17　同法第24条の6の12第2項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者に対する社内規則の作成又は変更の命令			○							
		18　同法第24条の6の12第3項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の承認				○						
		19　同法第24条の6の12第4項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の変更又は廃止の承認				○						
	略											
	十六　鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		4　同規則第11条第3項の規定による新たな連帯保証人等の承認		○								
		略										
	十七　小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		3　同法第16条第2項の規定による調停員の委嘱		○								
		略										
		5　同法第16条の4第1項の規定による計画の実施の一時停止の勧告		○								
		6　同法第16条の5第1項の規定による勧告に係る措置を執るべきことの命令		○								
		略										
	略											
雇用人材総室	略											
	二　労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求		○								

	の権限に属するものとされた信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく事務	2　略										
		3　同法第35条の規定による協会からの報告の徴収又は協会の事務所への立入り及び協会の業務若しくは財産状況若しくは帳簿書類等の検査の実施				○						
	十四　貸金業法（昭和58年法律第32号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		5　同法第24条の6の3の規定による業務の改善に必要な措置の命令		○								
		略										
		17　同法第24条の6の10第2項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者に対する社内規則の作成又は変更の命令			○							
		18　同法第24条の6の11第3項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の承認				○						
		19　同法第24条の6の11第4項の規定による貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の変更又は廃止の承認				○						
	略											
	十六　鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		4　同規則第11条第3項の規定による新たな連帯保証人の承認		○								
		略										
	十七　小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
		3　同法第16条第1項の規定による調停員の委嘱		○								
		略										
		5　同法第16条の4第1項の規定による事業の実施の一時停止の勧告		○								
		6　同法第16条の5第1項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令		○								
		略										
	略											
雇用人材総室	略											
	二　労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求		○								

	略												
産業振興総室	略												
	七　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		2　同法第7条第1項の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定		○									
		略											
	略												
市場開拓課	略												
森林・林業総室	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		5　同法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの		○									
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長	
		6　同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び村町村長の意見聴取 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの			○								
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長	
		略											
	略												
	十三　鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		6　同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの			○								
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長	
		7　同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの						○					
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長	
		略											

	略												
産業振興総室	略												
	七　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		2　同法第7条の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定		○									
		略											
	略												
市場開拓室	略												
森林・林業総室	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		5　同法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為の許可（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長	
		(二)　(一)以外のもの		○									
		6　同法第10条の2第6項の規定による森林審議会及び村町村長の意見聴取 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長	
		(二)　(一)以外のもの			○								
		略											
	略												
	十三　鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）に基づく知事の権限に属する事務	略											
		6　同条例第7条第6号の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長	
		(二)　(一)以外のもの			○								
		7　同条例第8条の規定による許可計画の変更の命令 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長	
		(二)　(一)以外のもの							○				
		略											

		12　同条例第12条の規定による許可の取消し (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの		○								
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長
		略										
		17　同条例第16条の規定による許可状況の公表 (一)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの								○		
		(二)　(一)以外のもの									○	総合事務所長
	十四　その他の事務	略										
		8　略										
		9　多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく事務 (一)　第４の３の(1)の規定による集約化推進計画の承認 (1)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの							○			
		(2)　(1)以外のもの									○	総合事務所長
		(二)　第４の５の(2)の規定による集約化実施計画の承認 (1)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの							○			
		(2)　(1)以外のもの									○	総合事務所長
		(三)　第４の５の(5)の規定による集約化実施計画の承認の取消し (1)　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの							○			
		(2)　(1)以外のもの									○	総合事務所長
水産課	略											
	二十　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略										
		6　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)～(三)　略										
		7　農林土木工事に係る調査又は監督の委託の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)～(三)　略										

		12　同条例第12条の規定による許可の取消し (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの		○								
		略										
		17　同条例第16条の規定による許可状況の公表 (一)　土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為に係るもの（二以上の総合事務所の所管区域に係るものを除く。）									○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの								○		
	十四　その他の事務	略										
		8　略										
水産課	略											
	二十　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係る農林土木工事に限る。以下水産課の項の二十一から二十三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略										
		6　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)～(三)　略										
		7　農林土木工事に係る調査又は監督の委託の決定 (一)～(三)　略										

	略											
二十一　農林土木工事及びこれに伴う委託業務（沿岸漁場整備事業に係る委託業務に限る。水産課の項の二十二及び二十三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二)　略 (三)　委託役務額（委託料の対象となる部分の額に限る。水産課の項の二十二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○									
	2　略											
	3　略											
二十二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略											
	8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)及び(二)　略											
	略											
	24　同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)及び(二)　略											
	略											
	27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの											

	略											
二十一　農林土木工事及びこれに伴う委託業務（沿岸漁場整備事業に係る委託業務に限る。水産課の項の二十二及び二十三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)　請負対象額予定価格が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額予定価格が2億円未満の工事に係るもの (1)　東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (2)　(1)以外のもの (三)　委託役務額予定価格（委託料の対象となる部分の額に限る。水産課の項の二十二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　委託役務額予定価格が5,000万円未満の委託業務に係るもの (1)　東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの (2)　(1)以外のもの		○ ○								○ ○ ○ ○	鳥取港湾事務所長 総合事務所長 鳥取港湾事務所長 総合事務所長
	2　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二)　略 (三)　委託役務額予定価格が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○									
	3　略											
	4　略											
二十二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略											
	8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)及び(二)　略											
	略											
	24　同規則第52条第1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託 (一)及び(二)　略											
	略											
	27　同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象額予定価格が5億円以上	○										

	(1) 請負予定設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○									
	(2) 請負予定設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○								
	(二) (一)以外のもの										
	(1) 東部地区沿岸防護施設事業に係るもの									○	鳥取港湾事務所長
	(2) (1)以外のもの									○	総合事務所長
	略										
略											

別表第4（第6条、第11条関係）
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

種　類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	行政監察監	工事検査課長	米子工事検査事務所長	検査員
略				

注　略

	の工事に係るもの										
	(二) 請負予定設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○								
	略										
略											

別表第4（第6条、第11条関係）
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

種　類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	行政監察監	建設事業評価室長	米子工事検査事務所長	検査員
略				

注　略

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。